

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、公文書管理法に基づいた文書管理の徹底を図る観点から、国の行政機関における文書の管理状況について、実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

全府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

(2) 関連調査等対象機関

独立行政法人国立公文書館、都道府県（9）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

4 実施時期

平成28年12月～29年9月